

～ 70歳以上のお客さまへ ～

特殊詐欺被害の未然防止に向けた ATMの取引制限について

当組合では、特殊詐欺の多様化と三重県警からの要請を踏まえ、一部のお客さまを対象に、ATMにおける取引のご利用限度額を制限させていただきます。

本取組は、ご高齢のお客さまを狙ったキャッシュカードの騙し取り等による特殊詐欺が増加するなか、被害の未然防止の観点から実施するものです。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、組合員をはじめとした地域のご利用者さまの大切な貯金をお守りし、安心して当組合をご利用いただくための取組みとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

令和5年12月31日時点で普通貯金口座をお持ちの満70歳以上の個人のお客さまで、口座残高10万円以上かつ過去1年間ATMでの“入出金・振込・振替”のご利用がないお客さま。

2. 制限内容

ATMでの出金・振込・振替がご利用いただけなくなります。

※窓口では通常どおり全てのお取引がご利用いただけるため、対象のお客さまは窓口までお越し下さい。

3. 開始時期

令和6年4月

4. その他

本取組の対象となるお客さまで、ATMの利用制限を希望されない場合は、平日の営業時間内に取引店舗へお問い合わせください。